

# 組合員の販売する電気機械器具に関する長期保証修理事業 事業の目的

組合員の販売する電気機械器具に長期保証修理を付加することにより、商品販売にソフト業務を加え、お客様から『安心・安全・信頼』を得る取組みが全国的に実施されている。当組合においてもお客様から『安心・安全・信頼』を得るとともに、組合店の更なる粗利確保及び安定経営を確保することを目的として、本組合定款第7条(事業)に「組合員の販売する電気機械器具に関する長期保証修理」を追加し事業を行います。

## 組合店のメリット

- 1、 組合店の、お客様の固定化に繋がります。
- 2、 組合店の退会に歯止めをかけ、新規加入に期待が出来ます。
- 3、 量販店の保証制度にも対抗でき、お客様と安心してお付き合いが出来ます。
- 4、 長期保証修理事業を推進することで利益確保ができ、お客様との繋がりが深まります。

## 事業の構成・名称

- 1、 本事業は、佐賀県電器商業組合が主管して行い、定款に定めた組合員の販売する電気機械器具に関する長期保証修理の事業を「長期あんしん保証制度」と称し、規約を策定して事業を行います。
- 2、 佐賀県電器商業組合加盟店が、長期あんしん保証制度加入同意書を提出してこの保証制度の利用が可能となります。
- 3、 長期あんしん保証制度の事務所を佐賀県電器商業組合の事務局内に設置して運営します。
- 4、 保証制度への納入保証料が制度運営費用となります。
- 5、 保証制度に関する運営は、制度運営委員会を設置して行います。

## 制度加入組合店のメリット

- 1、 制度加入組合店が脱会、転廃業に至った場合、他の制度加入組合店で補完しますので、お客様には、安心してご利用いただけます。
- 2、 商品の故障・修理履歴が把握でき、メーカー各社とリコール対応等の連携ができます。
- 3、 修理が発生した時の窓口は、制度加入組合店・制度事務所になるのでお客様に安心を与えられます。
- 4、 お客様情報が把握でき、買い替えの促進などに役立ちます。
- 5、 修理内容によっては、メーカーに要望を出せます。

## 制度の内容

- 1、 制度加入組合店が商品販売時にお客様と保証契約を結び、保証期間に応じた保証料を納入頂き、保証期間中の修理費用を保証するものです。
- 2、 商品販売価格(税込)2万円以上~100万円未満で、5年間と8年間の保証です。
- 3、 対象メーカーは国内主要メーカーで対象商品は制度指定のものに限ります。
- 4、 正常な使用状態で故障した場合、商品本体の保証修理を行います。
- 5、 一般家庭内使用製品(家庭用製品)に限ります。
- 6、 保証料はお客様負担または制度加入組合店負担のいずれも可です。
- 7、 制度加入組合店が自店修理を行った場合、修理工料と、交換部品代(仕入値)、出張費2,000円(出張修理対象商品)と修理事務手数料1,000円の合計金額に消費税を加算して支払います、メーカー修理依頼も同様とします。
- 8、 修理工料は、パナソニックCS社と同等の修理工料とします。
- 9、 修理回数は保証期間内は無制限とし、修理費は累積での合計金額が購入金額の80%未満(修理事務手数料含)(税込)とします。ただし、保証期間内に保証限度額を超過する修理代となった時は保証残額を支払い、不足分は、お客様負担とします。又この時点で保証終了となります。
- 10、 保証期間内であってもメーカーの部品保有年数が経過している場合は、保証期間が満了したものとします。
- 11、 メーカーの「延長保証」との併用はできません。
- 12、 保証対象外事項を規約及び保証規定に定めます。
- 13、 運営上、制度加入組合店に不正があった場合、制度加入契約を無効とします。
- 14、 保証年満期時(5年8年)に利用分量割戻金を支払います。